



各 位

| 主 嘴 | 副 金 簿 | 事務局長 | 総 |
|-----|-------|------|---|
| | | ○ | ○ |

宮崎労発基 0803 第 5 号
令和 5 年 8 月 3 日

宮崎労働局長
(公印省略)

令和 5 年度全国労働衛生週間の広報掲載依頼について

時下、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

労働行政の推進につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的としたもので、昭和 25 年に第 1 回が実施されて以来、今年で第 74 回目を迎えます。

本年も 9 月 1 日から同月 30 日までを準備期間として、10 月 1 日から同月 7 日までの期間に、

「めざすよう二刀流 こころとからだの健康職場」

をスローガンに実施します。

一般定期健康診断の結果によると、宮崎県においては、脳・心臓疾患につながる「血中脂質」「血圧」「血糖」「心電図」の項目をはじめ、何らかの所見を有する労働者の割合が令和 3 年から 1.92% 減少し、令和 4 年は 56.17% となったものの、依然として高い水準となっています。

また、過労死等事案の労災認定件数は、令和 4 年度に全国で 904 件となっており、このうち、精神障害による労災認定件数は 710 件と過去最多となっていることからメンタルヘルス対策をさらに強化していく必要があります。

そのほか、特定化学物質障害予防規則等の特別規則の規制となっていない物質による労働災害の発生状況、石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数存在しており、その解体工事が 2030 年頃をピークとして、増加が見込まれることを踏まえ、近年、化学物質に関する規制、石綿のばく露防止に関する規制を強化する法改正がなされ、隨時、施行されているところです。

このような状況を踏まえ、宮崎労働局は、今年度より宮崎労働局第 14 次労働災害防止推進計画をスタートさせ、本計画において、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」を含む 8 つの重点項目を定め、労働災害防止対策を進めております。

労働者の健康確保を図るためにには、本週間を契機に各事業場が必要な安全衛生情報を収集し、労働衛生活動を推進するとともに、労働者自らも職場の健康管理活動の中から自身の健康状況の把握と改善に努めることが重要です。

つきましては、関係各位におかれましては、全国労働衛生週間実施の趣旨に御賛同いただくとともに、事業場の使用者及び労働者への労働衛生啓発の一環として、広報誌等に別添 1 または別添 2 等により全国労働衛生週間の記事を掲載していただきたく、御協力をよろしくお願いします。

なお、掲載後は、お手数ではありますが当該広報誌等を当局健康安全課まで御送付いただければ幸いに存じます。

【連絡先(送付先)】

〒880-0805

宮崎市橋通東 3-1-22

宮崎労働局 労働基準部 健康安全課

TEL: 0985-38-8835

E-mail: kenkouanzenka-miyazakikyoku@mhlw.go.jp

令和 5 年度 全国労働衛生週間

本 週 間／ 10月 1 日～ 10月 7 日

準備期間／ 9月 1 日～ 9月 30 日

<スローガン>

めざす
目標
にとうりゅう
二刀流
こころとからだの健康職場
けんこうしょくば

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的としたもので、昭和 25 年に第 1 回が実施されて以来、今年で第 74 回目を迎えます。

宮崎県内の状況をみると、業務上疾病による被災者数は令和 4 年において 1,677 人で、新型コロナウイルス感染症の事例が含まれる影響もあり、前年から 1394 人 (492.5%) と大幅に増加しています。一方、定期健康診断の結果によると、脳・心臓疾患につながる「血中脂質」「血圧」「血糖」「心電図」の項目をはじめ、何らかの所見を有する労働者の割合が令和 3 年から 1.92% 減少し、令和 4 年は 56.17% となったものの、依然として高い水準となっています。

全国の労働者の健康をめぐる問題では、過労死等事案の労災認定件数は、令和 4 年度に全国で 904 件となっており、このうち、精神障害による労災認定件数は 710 件と過去最多となっている状況です。

このような状況を踏まえ、宮崎労働局は、労働者一人一人が安全で健康に働くことのできる職場環境の実現を目指し、今年度より宮崎労働局第 14 次労働災害防止推進計画をスタートさせ、本計画において 8 つの重点事項を定め、労働災害防止対策を進めております。

労働者の健康確保を図るためにには、本週間を契機に各事業場が必要な安全衛生情報を収集し、労働衛生活動を推進するとともに、労働者自らも職場の健康管理活動の中から自身の健康状況の把握と改善に努めることが重要です。

このような背景を踏まえ、本年度は、

めざす
目標
にとうりゅう
二刀流
こころとからだの健康職場
けんこうしょくば

をスローガンに、9月 1 日から 9月 30 日までを準備期間として、10月 1 日から 10月 7 日までを本週間として実施します。それぞれの職場で、労働衛生の意識高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動を進め、誰もが安心して健康に働く職場環境を築きましょう。

令和5年度 全国労働衛生週間

労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に全国労働衛生週間を展開します。

令和5年度の全国労働衛生週間は、

「**めざす
自指そうよ二刀流
にとうりゅう
こころとからだの健康職場
けんこうしょくば**」

をスローガンに、9月1日から9月30日までを準備期間として、10月1日から10月7日までを本週間として実施します。それぞれの職場で、労働衛生の意識高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動を進め、誰もが安心して健康に働く職場環境を築きましょう。
